

「地方分権改革推進本部の設置」及び 「義務付け・枠付けの第4次見直し」について

本日、政府は、安倍内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする地方分権改革推進本部を設置するとともに、同本部の会合において、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」を決定した。

安倍内閣においては、政権公約で掲げた地方の重視・地域の再生を実現するべく推進体制を整えるとともに、政権発足後2ヶ月余りで今般の第4次見直しを取りまとめたことを高く評価するものである。

今後、国においては、今回の見直し事項等に係る一括法案を早期に成立させるとともに、地方の意見を十分に踏まえ、地方分権改革担当大臣の下に新たに設置される有識者会議の場などを活用し、住民生活の向上や地域の活性化に資する、さらなる義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲及び地方税財源の充実等、真の分権型社会の構築に向けた改革を強力に推進されることを強く要請する。

平成 25 年 3 月 8 日

全 国 市 長 会
会 長 森 民 夫